

統 審 議 第 4 号

平成 19年 4月 13日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第317号の答申
農業経営統計調査の改正について

農林水産省は、農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）について、諮問第289号の答申「農業経営統計調査の改正について」における指摘や、2005年農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）において農業経営体が新たな概念として定義されたこと、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）において品目別に講じられている経営安定対策を、担い手の経営全体に着目する品目横断的政策に転換することとされたこと、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく措置を講ずる必要があること等を踏まえ、調査対象、調査方法等の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の計画全般について、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

農業経営統計調査は、農業経営体の経営収支及び農畜産物の生産費の実態を明らかにし、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和24年から実施されてきた

農家経済調査（指定統計第36号を作成するための調査）及び米生産費統計調査（指定統計第100号を作成するための調査）並びに昭和24年から順次整備された米以外の農畜産物生産費調査（統計報告の徴集）を統合して、平成7年から実施されている調査であり、その後、農業組織経営体経営調査（統計報告の徴集）を平成16年に統合して現在に至っている。

今回の改正計画は、調査対象を「農業経営体」のうち農産物の販売を目的とするものとするとともに、農業経営体を「担い手層」とそれ以外の層に区分し前者を重点的に把握する設計としつつ、調査方法についても郵送回収等を導入するなど、調査体系を始めとして本調査の主要な部分に変更を加えることを内容としている。さらに、新たな概念規定に基づく農業経営の実態を明らかにし、特に、農業施策上重要な「担い手層」の経営実態をより一層精度を高めて把握することにより、今後の農業行政の展開に即した資料の整備を可能にするものである。

1 調査体系等

調査の対象を従前の「販売農家」及び「農家以外の農業事業体（販売目的）」から「農業経営体」のうち農産物の販売を目的とする経営体とすることについては、前回の統計審議会答申（諮問第289号の答申）の「経営実態をとらえるべき調査客体は何か

について検討する必要がある」との趣旨を踏まえ、その後に実施された2005年農林業センサスの「農業経営体」の概念を導入したものであり、現時点で実態上は対象に大きな変動はなく、継続性に支障が生じるおそれはほとんどないものと考えられることから、適当である。

四半期別経営収支を廃止することについては、行政上の必要性等は必ずしも高くはなく、他の統計データによってもかなりの程度において代替可能であることなどから、適当である。

品目別経営統計を平成20年1月から廃止することについては、今後の農業施策の推進等に必要な品目は、営農類型別経営統計の「部門」として設定しその収支を把握することとしていること、また、部門別収支で把握しない品目は、農業収入の中で当該品目の収入が一位となっている経営体を抽出するなど、組替集計によって必要に応じて把握することが可能であることから、適当である。

2 調査対象の範囲

担い手と今後担い手に移行する可能性の高い農業経営体が多く含まれる階層（いわゆる「担い手予備軍」）を「担い手層」として把握することについては、品目横断的

経営安定対策の対象となる要件を条件不利地等で緩和することができること、現在当該要件を満たしていない階層は、今後、規模拡大により担い手の要件を満たす可能性のある経営体を含んでいること、標本設計上も効率的ではないこと等によるものであり、必要に応じて両者を分離して表章することも可能であること等から、適当である。

法人経営がなされている農業経営体を「個別法人経営」と「組織法人経営」とに分離することについては、営農方針等に係る意思決定を誰が行っているのかにより区分する農林業センサスの基本的な考え方に基づくものであり、適当である。

3 標本設計

「担い手層」とそれ以外の層で目標精度に差を設けることについては、農業政策の対象を担い手に集中化・重点化したことに伴い、今後より一層詳細な分析の要請が高まる「担い手層」は精度を高く設定する一方、担い手層との比較や各営農類型の平均像を算出するために必要な「担い手層以外の層」はこれに応じた精度を設定するなど、利活用の目的に必要な限度において標本抽出を行うこととしたものであり、適当である。

営農類型別経営統計において、平成16年調査に係る前回の見直しで、個別経営体を個人経営体と個別法人経営体に分離して行った設計を、今回は分離しないで実施することについては、販売農家に占める一戸一法人の割合は約0.3%であり、直近の調査においても調査客体の選定が困難であったことや、個別法人経営体としての表章は引き続き行われるものであることから、適当である。

任意組織経営統計において、集落営農型任意組織経営統計の対象経営体を抽出階層として分離して設計することについては、確実かつ効果的な標本選定が可能となるとともに、調査精度のより一層の向上が図られ、集落営農の経営実態のよりの確な把握を期待し得、集落営農を地域農業の重要な担い手として位置づける品目横断的経営安定対策にも資するものであり、適当である。

農業経営統計調査の標本設計を、5年毎に実施される農林業センサスに基づいて行うことについては、農業経営統計調査の母集団情報は全国的に統一された手法によって収集された情報に基づくべきであり、現時点においては農林業センサスが最も適切な母集団情報であると考えられることから、おおむね適当である。

しかしながら、集落営農型任意組織統計の母集団情報は、2005年農林業センサスの実施以後に品目横断的経営安定対策の具体的な対象要件が決定されたことにより、集落営農を巡る構造変化が著しいものと考えられることから、例えば、集落営農実態調査（届出統計調査）の結果等を注視しつつ、適切な母集団管理を通じて標本の管理により一層努めることが必要である。

4 調査事項

現金出納帳の記載事項中、日々の記帳は農業経営に関する事項に限定し、それ以外の事項を年間一括記帳とすることについては、帳簿類が整理されている調査客体においてはむしろ一括記帳の方が効率的であること、農業経営に関する事項に比し記帳内容は複雑ではないと考えられることから、適当である。

経営台帳において、新たな施策に対応するための調査事項の追加を行うことについては、地域における担い手の重要な指標となり得る任意組織の「特定農業団体」並びに組織法人の「特定農業法人」及び「集落営農の範囲」を調査客体の負担とならないよう択一方式で追加するものであり、適当である。

部門別収支の把握を、引き続き、費用及び資産を各部門に配賦して調査することについては、部門別の費用及び資産の配賦は、営農類型別の農業経営全体の経営分析とともに、経営内における各部門の位置付け、部門別等の投資効果やコスト低減の状況を把握・分析することを目的としており、特に営農類型ごとの部門別収支等の把握は、農業施策の推進・検証をする上で今後とも必要であると考えられることから、適当である。

作業日誌においては、品目別経営統計を廃止したものの、部門別労働時間等に関し必要最小限の欄を残していることについては、これらを把握することや記帳の過程で、経営体や家族内の作業分担等に関し簡単な備忘録的なものを併せて記載することがむしろ調査客体にとって利便な場合もあり得るとの観点から、適当である。

5 調査方法

調査方法に関し、1) 郵送回収調査の導入、2) 普及している会計ソフトの活用及び既入力データの利用、3) 牛個体識別台帳データの活用、4) 経営台帳のプレプリント調査の導入、5) 調査項目の簡素化等（年一括聞き取り調査項目の拡大等）を行うことについては、調査客体の記帳負担や聞き取りのための拘束時間の軽減、農業経営意識の啓発に資する方法を導入するとの観点に立ち、協力の得られる調査客体から新たな調査手法を導入するものであり、適当である。

特に、経営台帳に関し、現在は職員が客体を訪問し面接による聞き取りによって整理している方式について、前回の統計審議会答申の趣旨を踏まえ、協力が得られる調査客体から自計申告方式を導入することについては、農業経営統計調査客体を対象とした試行調査の結果を踏まえたものであり、適当である。

なお、組織経営体の調査期間を「毎年、当年後期（7月～12月）から翌年前期（1月～6月）の間に決算期間を迎えた組織の遡ること1年の期間」としていることについては、1月から12月の暦年の調査期間に合わせた直近のデータを得ようとするもの

であるが、公表の早期化を図る観点及び企業等に関する統計調査が年度を調査対象期間としていることなど、他の統計と比較する際の利便性を踏まえ、4月から3月の「年度内に決算期を迎えた組織の遡ること1年の期間」とすることが適当である。